

佐賀県農業経営基盤の強化 の促進に関する基本方針

令和5年6月

佐 賀 県

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 佐賀県農業の概況

佐賀県では、比較的温暖な気候や肥沃な土壌などの恵まれた自然条件、整備の進んだ水田や共同乾燥調製施設、意欲があり共同意識の高い農業者の創意工夫などを活かして、米・麦・大豆を組み合わせた生産性の高い水田農業をはじめ、収益性のある園芸農業や畜産などが展開され、食料自給率は全国でもトップクラスとなっている。

しかしながら、これまで本県農業の中心となってきた米については、需要の減少に伴い価格は下落しており、さらに担い手の高齢化や減少、労働力不足等により農業産出額は大きく減少している。

こうした情勢においても農家所得の向上や、産地を発展させていくためには、先人が築き上げた水田農業を大切にしつつ、地域の特性を活かした園芸農業を中心に振興を図り、稼げる農業経営体を増やしていくことが必要である。

このため、県では、令和元年度から、農業者をはじめJAや市町などの関係者と連携して「さが園芸 888（はちはちはち）運動」に取り組んでおり、平成 29 年に 629 億円であった園芸農業産出額を令和 10 年までに 888 億円とする目標を掲げ、その達成に向けて強力に取り組を進めている。

このように、今後の佐賀県農業の振興に当たっては、

- ・ 収益性の高い品目への転換や新品種・新技術の導入、経営の規模拡大・多角化・効率化、さらには人づくりや環境に配慮した持続可能な農業技術の導入により経営力を「磨く」
- ・ 若い人たちが農業に魅力を感じるような所得水準を「稼ぐ」農業経営体を数多く創出
- ・ 稼ぐ農業経営体を見て新たな担い手が確保されていくことで産地や農村が活性化し、本県農業が「未来へつながる」

という好循環の拡大に向け、農業者をはじめ、県民や市町・農業団体と一体となって各種施策を進めることとする。

農業生産の基礎となる農地については、優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 佐賀県農業構造の現状

本県の農業構造をみると、本県の耕地面積の大半を占める水田では、平成 19 年から品目横断的経営安定対策（水田経営所得安定対策）が導入されたことに伴い、平坦部を中心に集落営農組織と大規模農家はその大部分を担う生産構造ができあがったところである。その中で、集落営農組織については法人化が平成 25 年度から進み始め、令和 4 年 3 月末現在で 90 法人が育成されている。総農家数及び農業就業人口は、ともに年々減少傾向にあり、令和 2 年の販売農家数は、13,417 戸となっており、10 年前の 73%に減少している。販売農家を主副業別にみると、主業農家は販売農家の 30.3%の 4,060 戸、準主業農家は 13.5%の 1,814 戸、副業的農家は 56.2%の 7,543 戸となっており、副業的農家が半数以上を占めている。

また、本県の耕地面積も年々減少しているが、令和3年の耕地面積は50,500haとなっており、このうち、田の面積が82.8%の41,800haと高い割合を占めている。この田については、令和3年度までに約85%では場整備が完了し、水田の汎用化が進んだことにより、麦・大豆を組み合わせた生産振興が図られているため、耕地利用率は、全国トップの133.7%（令和3年）となっている。

さらに、集落営農組織や認定農業者、新規就農者等の担い手への農地利用集積率は、71.0%（令和4年3月末）と全国でもトップクラスとなっている。

一方、農業従事者の高齢化や農業後継者の減少は依然として進行しており、特に、中山間地域を中心に遊休農地も増加している。

3 農業経営基盤強化の促進に関する取組

佐賀県農業を今後とも発展させていくためには、農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、県では、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、中間管理事業等を活用した農用地の集積・集約化、これらの農業者の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成することも重要であることから、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標及び労働時間・農業所得に関する目標を明らかにする。

また、今後、人口減少の本格化により農業者の減少や遊休農地の拡大が懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化する必要がある。このため、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を支援するとともに、地域農業の維持・発展に必要な多様な担い手を確保・育成し、本県農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成

地域における優良な農業経営の事例を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり430万円程度）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。

この目標を達成するため、意欲ある農業者等の経営力の強化を目指して、生産コストの低減をはじめ、規模拡大や経営管理能力・販売力の向上、加工・直売などの経営の6次化、法人化等を推進する。特に、土地利用型農業については、地域計画の実現に向けた農地売買等特例事業及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図って、担い手の規模拡大や農地の集積・集約化を推進する。

さらに、昨今の世界情勢の変化等に伴い懸念される原油や肥料原料の価格高騰

に対応した足腰の強い経営体質とするため、化学肥料主体の作付け体系から地域資源である堆肥の利活用へ転換するなど環境保全型農業の取組を推進する。

また、集落営農組織の経営発展を図るため、組織内の十分な話し合いを通じたビジョンの策定及び実現に向けた取組を促進するとともに協業化や法人化を推進する。さらに作付の団地化などによる低コスト化や生産性の向上、米・麦・大豆に加え、野菜等の新規品目の導入や加工・直売への取組などの複合化・多角化を進めるとともに、若い構成員の組織への参画などを推進する。

さらに、女性農業者は、県内の基幹的農業従事者の40%（令和2年）を占め農業生産の重要な役割を担っていることから、女性農業者の経営能力の向上を図るため、農業技術・経営研修会等への参加や家族経営協定の締結を推進する。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県農業が、今後とも安全で質の高い食料の安定供給や環境保全、農村地域の集落機能の維持などの役割を果たしていくため、新規学卒をはじめ、農家あと継ぎのUターン、農外からの新規参入、農業法人への就業など幅広い就農ルートから年間190人の意欲ある新規就農者を確保することを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

地域における優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

（地域別の方向）

農業経営基盤の強化の方向は、地域の条件によって異なり、抱える課題や今後の対応もそれぞれ異なる。

このようなことから、それらの地域の特徴を踏まえて対応するため、県内6地域ごとに振興方向を明らかにして、活力ある地域農業の振興を図る。

【佐城地域】

佐城地域は佐賀県の中央部に位置しており、平坦地域では、土地利用型農業と施設園芸が盛んであり、中山間地域では、水稻に加え地形等を生かした野菜、果樹、花き、畜産など多様な農畜産物による複合型農業が行われている。

今後とも、水稻では担い手としての組織育成、園芸では担い手確保・育成と生産面積や生産量の拡大、効率的な生産体制の構築、さらには、露地野菜を主体とした新たな土地利用型農業の確立に向けた取組を展開する。

上記を踏まえた当地域での具体的な取組は以下のとおりである。

- ・ いちご、なす、きゅうり、アスパラガスなどの施設野菜については、環境制御技術等の導入等による品質向上・増収を図るとともに、トレーナー制やトレーニングファームと園芸団地の一体的な整備を推進し、多様な農業担い手の確保・育成を図る。
- ・ たまねぎなどの露地野菜については、機械化体系による省力栽培技術を推進

するとともに、大規模経営農家や集落営農法人への作付推進などによる産地拡大を推進する。

- ・ 露地温州みかんについては新たな担い手の確保・育成の体制づくりを行うとともに、園地基盤の整備、担い手への園地の集積・集約を図り、根域制限栽培やマルチ栽培、優良品種への更新などにより、みかん産地の維持・生産拡大を推進する。
- ・ ほうれんそうやピーマンなどの山間地域の野菜については、研修施設の活用による新規就農者の確保・育成などにより産地の維持・再興を図る。
- ・ 花きについては、優良品種の導入や栽培しやすい品目の新規作付を推進する。さらに、環境制御装置等の導入により高収量・高品質化や低コスト化を推進する。
- ・ さらに、園芸作物の産地や大規模園芸農家を育成するため、省力化や農福連携等による労力補完システムの構築を推進する。
- ・ 米・麦・大豆などの土地利用型作物については、大規模経営農家及び集落営農組織への農地の集約や農作業受委託を進め、農地の団地化による作業の効率化や省力・低コスト技術の導入、適期管理の徹底、露地野菜の導入・生産拡大による所得向上など、収益力強化により水田農業を担う大規模経営農家や集落営農組織の育成・経営発展を推進する。また、集落営農の協業化・法人化に向けた話し合いやビジョンの策定を支援し、効率的な営農体制への転換を推進する。
- ・ 肉用牛については、肥育素牛の高騰対策等として、飼養規模の拡大等による肥育素牛の生産拡大を図っていく。また、WCS用稲等の生産を介した地域の水田農業の需給に応じた自給飼料生産の取組を推進する。
- ・ また、高齢化等により農業担い手が減少している中、将来に渡り農業・農村を維持的に発展させていくため、企業・法人の参入を推進する。

【三神地域】

三神地域は、施設園芸のいちごやアスパラガスの歴史ある産地である。また、平坦地域では米・麦・大豆と園芸や畜産を組み合わせた複合経営が主体となっており、中山間地域では、冷涼な気候を生かした野菜などの特色ある園芸農業を展開している。

今後も、施設園芸産地の再構築や新たな露地野菜の導入等による農業所得の確保に向けて取組を進める。

上記を踏まえた当地域での具体的な取組は以下のとおりである。

- ・ いちごやアスパラガス、トマト、なすなどの施設野菜については、環境制御技術等の導入等による品質向上や増収を図るとともに、いちごパッケージセンターの活用による分業化や雇用労力調整システムの構築など生産労働環境の整備による生産性の拡大を図る。また、新規就農者を持続的に確保するため、トレーナー制やトレーニングファームと園芸団地の一体的な整備を推進する。
- ・ たまねぎ・ブロッコリーなどの露地野菜については、集落営農法人や大規模経営農家等への作付を推進するとともに、機械化体系による省力化を普及し規

模拡大を図る。

- ・ 果樹については、新規就農者等への事業継承による優良園地の確保を図るとともに、省力的で高品質・安定生産が可能な栽培技術の普及を図る。
- ・ 花きについては、消費者・実需者ニーズに応えるため、優良品種の導入や栽培技術の向上による高品質・高収量化や低コスト化を図る。また、露地花きの生産拡大を推進する。
- ・ 米・麦・大豆などの土地利用型作物については、大規模経営農家及び集落営農法人等への農地の集積・集約や農作業受委託を進め、作業の効率化や省力・低コスト技術の高度化による高品質・安定生産を推進する。また、集落営農組織の協業化及び法人化を推進する。
- ・ 畜産については、超音波肉質診断技術を活用した高度で合理的な飼養管理技術の導入を支援し、高品質牛肉生産を図る。また、堆肥の利活用を推進し、環境に配慮した畜産経営につなげる。
- ・ 担い手の確保が懸念される市町の企業参入等の受入体制の構築を支援するなど、新たな担い手として、経営力のある企業・法人等の参入・拡大による地域農業の持続的な維持を図る。

【東松浦地域】

東松浦地域では、施設園芸品目や露地園芸品目、中山間地域等での高品質なブランド米の生産、畜産業が活発に行われており、特に、施設園芸と肉用牛では県内を代表する産地となっている。

一方で、中山間地域が多く条件が厳しいことや、担い手の減少等によって農業者は減少傾向にあり、農業産出額も伸び悩んでいる。

上記を踏まえた当地域での具体的な取組は以下のとおりである。

- ・ ハウスみかんや中晩柑については、環境制御技術の活用や計画的な苗木更新による生産量向上を図るとともに、県育成新品種「にじゅうまる」の産地拡大を図る。
- ・ 温州みかんについては、根域制限栽培の導入や優良品種への改植等を推進し、高品質で付加価値の高いブランド商品の安定生産を図る。
- ・ いちごなどの施設野菜については、統合環境制御技術を活用した生産性向上や規模拡大に向けた省力化技術の導入を進めるとともに、新規就農者や規模拡大志向農家の受け皿となるハウス団地の整備検討を進めていく。
- ・ たまねぎ、かんしょなどの露地野菜については、上場地域を中心に高性能な省力機械の導入や共同利用等を進め、作付の規模拡大と産地拡大を図る。
- ・ 上場地域の葉たばこについては、生産の安定と一層の高品質化を推進するとともに、たばこからの転換に対し露地野菜の作付を推進する。
- ・ 花きについては、統合環境制御技術の確立等による品質向上や、簡易雨よけ栽培や露地栽培が可能な品目の推進等により産地育成を図る。
- ・ 畜産については、肥育素牛の県内自給率を高め、佐賀生まれ佐賀育ちの佐賀牛を生産拡大するよう、効率化や負担軽減につながる AI や IoT も活用したブリーディングステーションやキャトルステーションを核として、子牛育成技術の向上や次世代を担う繁殖農家の育成を図るとともに、繁殖肥育一貫体系の取

組拡大を推進する。

- ・ 米については、中山間地域で農地の受け皿となる集落営農組織の法人化や協業化及び担い手への農地の集積・集約を進めていくとともに、低タンパク米などの地域ブランド米の生産性向上や早期コシヒカリの品質・収量安定を図る。
- ・ 新規就農者の確保については、就農啓発セミナーでの体験、トレーナー制やトレーニングファームと園芸団地の一体的な整備を推進し、遊休ハウス活用も含めた就農支援など、入口対策から出口対策まで一貫した仕組みづくりを推進する。
- ・ 担い手の確保が困難な地区等においては、地区の将来像の検討や農地の集積・集約化の働きかけを行い、企業・法人等の農業参入を推進する。

【西松浦地域】

西松浦地域では、中山間地域で生産効率は高くないが、その自然条件を生かした施設園芸や畜産、果樹が盛んであり、肉用牛やブロイラー、なし、きゅうりは県を代表する産地を形成している。

一方で、担い手の高齢化や減少、農畜産物価格の低迷、生産コストの増大等の大きな課題を抱えている。

上記を踏まえた当地域での具体的な取組は以下のとおりである。

- ・ なしについては、伊万里なしの銘柄確立と経営安定に向け、優良品種への更新（新植・改植）を推進するとともに、改植に伴う未収益期間の解消と優良園地の確保のため、園地流動化を推進する。また、施設栽培を推進することで、果実の高品質化と早出しにより気象災害を回避し安定生産につなげる。
- ・ ぶどうについては、銘柄確立と経営安定に向け、優良品種への更新（新植・改植）を推進する。また、施設栽培を推進することで、果実の高品質化と気象災害を回避し安定生産につなげる。
- ・ うめについては、伊万里うめの安定生産に向け、受粉樹の確保と結実不良樹の改植を推進する。
- ・ ももについては、気象変動に対応した優良品種の導入を推進し、経営安定と産地維持・強化を図る。
- ・ きゅうりなどの施設野菜については、高品質・安定生産を確保するため、新品種や統合環境制御技術の積極的な導入と遊休ハウスを利用した新規栽培者の確保や規模拡大を推進する。
- ・ 露地野菜については、たまねぎの省力化・安定生産のための新技術や機械化導入による面積拡大、さらに、出口戦略を含め新規品目の導入を検討する。
- ・ 米については、新たな集落営農組織（法人）や農作業受託組織を育成し、農地の集積・集約を進めていくとともに、棚田米などの地域ブランド米の品質向上、食味向上など、中山間地域の特性を活かした取組を推進する。
- ・ 肉用牛については、佐賀牛の銘柄産地として繁殖・肥育一貫経営の強化に向け、子牛生産率の向上と良質子牛育成技術の確立を目指す。また、超音波肉質診断技術による飼養管理の改善や、肥育前期粗飼料多給を基本とする新佐賀牛飼料給与体系を普及することで、肉質・肉量の向上を図る。
- ・ 産地の維持・拡大を図るため、規模拡大志向農家や新規就農者、事業承継者

等、西松浦地域の農業を担う多様な担い手の確保・育成に向けた取組を推進する。

- ・ 特に園芸作物の担い手を持続的に確保するため、トレーナー制やトレーニングファームと園芸団地の一体的な整備を推進する。

【杵島地域】

杵島地域の農業は、平坦部においては、たまねぎなどの露地野菜やいちご、アスパラガスなどの施設園芸及び米麦大豆が盛んであり、県を代表する農業地帯となっている。また、中山間地域では、きゅうりやちんげんさいなどの施設野菜や畜産、茶などの地域の特性を生かした農業が展開されている。

これまで築いてきた産地の維持・発展を図るため、担い手の確保・育成に向けた取組を重点的に進める。

上記を踏まえた当地域での具体的な取組は以下のとおりである。

- ・ たまねぎについては、定植から収穫、除湿乾燥施設までの機械化一貫体系の確立による省力化、腐敗球防止対策の徹底による品質の向上を推進し、産地の維持拡大を図る。
- ・ れんこんについては、れんこん掘り取り機の導入などにより省力化を推進し、産地の拡大を図る。
- ・ きゅうり、いちごなどの施設野菜については、統合環境制御技術などの栽培システムの導入、多層被覆や循環扇などの省石油型装置の導入による生産コストの低減を推進する。加えて、いちごパッケージセンターの効率的利用による分業化や雇用労働調整システムの構築、担い手の就農の受け皿となる園芸団地の整備などにより、経営規模拡大と産地の維持・強化を図る。
- ・ みかんやぶどうなどの果樹については、高品質果実生産の取り組みにより、ブランド商品の生産を拡大するとともに、園地基盤の整備による省力化を推進する。
- ・ 米・麦・大豆などの土地利用型作物については、大規模経営農家及び集落営農組織への農地の集約を進め、作業の効率化や省力・低コスト技術の普及拡大など生産技術の高度化による高品質・安定生産を推進する。また、集落営農組織等の露地野菜導入による経営の複合化や、協業化・法人化に向けた話し合い及びビジョンの策定を支援し、効率的で収益性の高い営農体制への転換を推進する。さらに、「七夕こしひかり」や有機栽培米・特別栽培米などの地域の特色を活かした米づくりを推進する。
- ・ 花きについては、消費者・実需者ニーズに即した商品づくりのため、優良品種の導入や県育成品種の普及、統合環境制御技術、土づくりなどを推進する。また、露地花きの産地育成に取り組む。
- ・ 茶については、県産茶の銘柄確立と産地強化のため、被覆による高品質茶への取組や、茶園の担い手への農地集積、基盤整備や生産経費の節減など省力・低コスト生産の体制づくりを推進する。
- ・ 肉用牛については、飼養規模の拡大等による繁殖基盤の強化を図る。また、自給飼料の生産拡大を図ることにより、飼料費の節減を図る。
- ・ 新規就農者の確保に当たっては、新規学卒者、Uターン者、定年帰農者、新

規参入者等幅広い世代を対象とした就農促進活動を展開する。また、トレーニングファームの運営を支援するとともにトレーナー制を推進し、新規就農者の受け皿となる園芸団地の整備を一体的に推進する。

- ・ 持続的な地域農業の維持に向けた地域での話し合いを通じて農地情報を収集・整理し、農業参入や規模拡大を目指す企業・法人等へ発信して新たな担い手の確保を目指す。

【藤津地域】

藤津地域の農業は、平坦地域では、たまねぎなどの収益性の高い露地野菜と米・麦・大豆による複合経営や施設野菜、花き等の栽培が、中山間地域では、みかんや茶、畜産等の地域特性を生かした多様な農業が展開されている。

一方、農業の担い手の減少や高齢化の進行、中山間地域を中心にした遊休農地の増加等により農業所得が伸び悩んでいる。

上記を踏まえた当地域での具体的な取組は以下のとおりである。

- ・ いちご、きゅうり、トマトなどの施設野菜については、統合環境制御技術などの栽培システムや、いちごのパッケージセンターの効率的利用による分業化、雇用労働調整システムの構築、担い手の就農地となる園芸団地の整備などにより、経営規模拡大と産地の維持・強化を図る。
- ・ たまねぎについては、中晩生品種の作付拡大による販売額の増加を図り、将来的に機械化一貫体系による省力化を進め生産拡大を図る。
- ・ 果樹については、担い手への農地集積、園地基盤の整備による省力化を図る。その中で、露地みかんでは根域制限栽培、マルチ完熟、及び「にじゅうまる」等の優良品種への改植による高品質みかんの生産拡大、ブドウでは収益性の高い「シャインマスカット」の作付を推進し、生産拡大を図る。
- ・ 米・麦・大豆などの土地利用型作物については、農地の集約による作業の効率化や省力・低コスト技術の普及拡大及び栽培技術の向上による高品質・安定生産を推進する。また、集落営農組織の露地野菜導入による経営の複合化や協業化・法人化を推進する。
- ・ 茶については、高品質で安全・安心な「うれしの茶」の銘柄確立や茶園の担い手への集積、基盤整備、品種構成の改善及び6次産業化の取組による収益性の高い茶業経営の確立を図る。
- ・ 花きについては、消費者・実需者ニーズに即した商品づくりのため、栽培技術の向上や品種選択等による、日持ちのよい、高品質な花きの生産拡大を推進する。
- ・ 畜産については、佐賀牛生産の素となる高品質な肥育素牛の生産拡大を推進する。また、放牧技術の普及による繁殖農家の規模拡大などを推進する。
- ・ 新規就農者を持続的に確保するため、トレーニングファームの運営を支援するとともにトレーナー制を推進し、新規就農者の受け皿となる園芸団地の整備を一体的に推進する。
- ・ 担い手の減少と高齢化による労働力不足を解決するため、企業・法人等の農業参入や規模拡大への支援や、農福連携等による労力補完システムの構築を行う。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の3の(1)で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に佐賀県及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、佐賀県における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
施設いちご (土耕栽培)	いちご=35a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設いちご (高設栽培)	いちご=24a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④高設栽培の導入による軽作業化 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設きゅうり	きゅうり=28a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆やヒートポンプ導入など脱石油・省石油対策の実施
施設きゅうり (環境制御技術)	きゅうり=18a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設なす+水 稲	なす=28a 水稲= 1.72ha	①単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施
施設なす (環境制御技術)	なす=19a	①単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト)	トマト=50a	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト) +ミニトマト	トマト=25a ミニトマト =15a	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
こねぎ	こねぎ=90a	①播種期の組合せによる周年出荷体制
アスパラガス	アスパラガス=36a	①3.5t/10a だけのための栽培技術の徹底 ②保温・立茎時期の組み合わせによる労力分散

営農類型	経営規模	生産方式
ほうれんそう	ほうれんそう=58a	①播種期の組合せによる周年出荷体制 ②真空播種機、自動包装機の導入等による省力化
パセリ+レタス	パセリ=45a レタス=50a	①高温期の寒冷紗被覆と冬期の保温対策による高品質安定生産 ②品種・作型の組合せによる労力分散
露地みかん	極早生みかん=30a 早生みかん=40a 普通みかん=75a 露地不知火=15a	①極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力分散 ②マルチ栽培や根域制限栽培の導入によるブランド果生産
ハウスみかん	ハウスみかん=45a	①基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ②加温時期の分散と温度管理の徹底 ③省エネルギー対策による生産コスト削減
ハウスみかん +ハウス不知火	ハウスみかん=35a ハウス不知火=15a	①ハウスみかんと中晩柑の組み合わせによる労力分散
なし	ハウスなし=20a トンネルなし=20a 露地なし=53a	①ハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた労力分散 ②計画的な改植による安定生産
なし複合 (なし+ぶどう)	ハウスなし=20a トンネルなし=15a 露地なし=35a トンネルぶどう=10a	①土づくり等の基本管理の徹底 ②シャインマスカット等の新品種導入
なし複合 (なし+ハウスもも)	ハウスなし=20a トンネルなし=20a 露地なし=45a ハウスもも=10a	①なしとももの組み合わせによる収穫時期の分散 ②遊休ハウス等の活用によるハウスももの導入
茶	茶=5ha	①被覆栽培の割合増加による高品質生産 ②生産基盤の整備と機械化による省力化 ③適期摘採と適正な加工技術
バラ	バラ=50a	①統合環境制御温室の導入による施設管理の合理化 ②需要動向に即した品種の導入 ③生産安定・省力化のためのロックウール栽培導入
電照キク	キク=50a	①適正な電照と温度管理、土づくりの徹底 ②直挿しや灌水同時施肥等による省力化 ③自動選花機等省力機械の整備による低コスト・省力化
トルコギキョウ (1切)	トルコギキョウ=20a	①常時雇用の導入による経営規模の拡大、安定 ②周年化に向けた作型および他品目の導入

営農類型	経営規模	生産方式
葉たばこ	たばこ= 2.7ha	①共同育苗による均質な苗の確保 ②適正な栽培管理と適切な加工の実施による高品質生産 ③適正規模の確保による経営の安定
水稲+大豆+ 麦+たまねぎ	水稲= 2.6ha 大豆= 1.26ha 麦 = 2.2ha たまねぎ= 1.8ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+ たまねぎ	水稲= 1.95ha 大豆= 0.89ha たまねぎ= 2.16ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+ レタス	水稲=2.28ha 大豆=1.23ha レタス=2.98ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④レタスの作型組合せによる労力分散と生産量確保
水稲+大豆+ 麦+たまねぎ +キャベツ	水稲= 2.6ha 大豆= 1.22ha 麦 = 1.2ha たまねぎ=1.4ha キャベツ=1.4ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤露地野菜の機械化による省力化と規模拡大 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散 ⑦契約栽培による経営の安定
水稲+大豆+ 麦+たまねぎ +れんこん	水稲=1.95ha 大豆=21a 麦 =0.9ha たまねぎ=1.35ha れんこん=0.75ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+ 麦+ブロッコ リー	水稲=6.11ha 大豆=3.29ha 麦 =8.46ha ブロッコリー=0.94ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散

営農類型	経営規模	生産方式
水稲＋大豆＋ 麦＋作業受託	水稲= 5.27ha 大豆= 2.84ha 麦 = 8.1ha 作業受託(収穫) = 8.0ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②農地の面的集約による生産の効率化 ③機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④品種の組合せによる作期幅拡大
和牛繁殖＋飼 料作	繁殖牛=31頭 稲わら収集=3.1ha	①分娩間隔短縮による子牛生産率の向上 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減
肥育牛	肥育牛=135頭 稲わら収集=20ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③耕畜連携による稲わら等の確保
肉用牛一貫	肥育牛=100頭 繁殖牛=14頭 稲わら収集=20ha 飼料作物=3ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
酪農＋飼料作	経産牛=57頭 稲わら収集=6ha 飼料作物=8ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③自給飼料の生産による省力化 ④牛群検定データによる牛群能力の把握 ⑤後継牛の確保
養豚一貫	母豚=55頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②人工授精技術等を利用した子豚生産率の向上 ③防疫対策の徹底による疾病予防、事故率の低減 ④エコフィード利用による低コスト生産

※ 資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとす。

○ 経営管理の方法

- ・ 複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・ 青色申告の実施
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・ 経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・ 企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集

○ 農業従事の態様等

- ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・ 地域間・経営体間の労働力調整
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、2～3人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式
集落営農法人 組合員 25 名 経営面積 25ha 水稲 + 大豆 + 麦	水稲=16.25ha 大豆=8.75ha 麦 =25.0ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
集落営農法人 組合員 25 名 経営面積 50ha 水稲 + 大豆 + 麦	水稲=32.5ha 大豆=17.5ha 麦 =50ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
集落営農法人 組合員 125 名 経営面積 250ha 水稲 + 大豆 + 麦	水稲=162.5ha 大豆=87.5ha 麦 =250ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ④大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産

※ 資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、構成員個人や機械利用組合等が所有する機械について、有効活用や整理合理化を図るなど、地域の実情に即したものとする。

○ 経営管理の方法

- ・ 複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・ 経営内（組織内）における役割の明確化と労働の適正評価
- ・ 経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集
- ・ 共同作業によるプール計算方式の導入

○ 農業従事の態様等

- ・ 組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 多様な雇用労働力の導入
- ・ 地域間・経営体間の労働力調整
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2人と想定して農業経営指標を示している。

2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の3の(2)で示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
施設いちご (土耕栽培)	いちご= 21a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設いちご (高設栽培)	いちご= 14a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④高設栽培の導入による軽作業化 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設きゅうり	きゅうり= 17a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆やヒートポンプ導入など脱石油・省石油対策の実施
施設きゅうり (環境制御技術)	きゅうり= 11a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設なす+水 稲	なす= 17a 水稲= 1.03ha	①単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施
施設なす (環境制御技術)	なす= 11a	①単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト)	トマト= 30a	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト) +ミニトマト	トマト= 15a ミニトマト= 9a	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施

営農類型	経営規模	生産方式
こねぎ	こねぎ= 54a	①播種期の組合せによる周年出荷体制
アスパラガス	アスパラガス= 22a	①3.5t/10a だけのための栽培技術の徹底 ②保温・立茎時期の組み合わせによる労力分散
ほうれんそう	ほうれんそう= 35a	①播種期の組合せによる周年出荷体制 ②真空播種機、自動包装機の導入等による省力化
パセリ+レタ ス	パセリ= 27a レタス= 30a	①高温期の寒冷紗被覆と冬期の保温対策による高品質安定生産 ②品種・作型の組合せによる労力分散
露地みかん	極早生みかん= 18a 早生みかん= 24a 普通みかん= 45a 露地不知火= 9a	①極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力分散 ②マルチ栽培や根域制限栽培の導入によるブランド果生産
ハウスみかん	ハウスみかん= 27a	①基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ②加温時期の分散と温度管理の徹底 ③省エネルギー対策による生産コスト削減
ハウスみかん +ハウス不知 火	ハウスみかん= 21a ハウス不知火= 9a	①ハウスみかんと中晩柑の組み合わせによる労力分散
なし	ハウスなし= 12a トンネルなし= 12a 露地なし= 32a	①ハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた労力分散 ②計画的な改植による安定生産
なし複合（な し+ぶどう）	ハウスなし= 12a トンネルなし= 9a 露地なし= 21a トンネルぶどう= 6a	①土づくり等の基本管理の徹底 ②シャインマスカット等の新品種導入
なし複合（な し+ハウスも も）	ハウスなし= 12a トンネルなし= 12a 露地なし= 27a ハウスもも= 6a	①なしとももの組み合わせによる収穫時期の分散 ②遊休ハウス等の活用によるハウスももの導入
茶	茶= 3ha	①被覆栽培の割合増加による高品質生産 ②生産基盤の整備と機械化による省力化 ③適期摘採と適正な加工技術
バラ	バラ= 30a	①統合環境制御温室の導入による施設管理の合理化 ②需要動向に即した品種の導入 ③生産安定・省力化のためのロックウール栽培導入
電照キク	キク= 30a	①適正な電照と温度管理、土づくりの徹底 ②直挿しや灌水同時施肥等による省力化 ③自動選花機等省力機械の整備による低コスト・省力化

営農類型	経営規模	生産方式
トルコギキョウ（1切）	トルコギキョウ= 12a	①常時雇用の導入による経営規模の拡大、安定 ②周年化に向けた作型および他品目の導入
葉たばこ	たばこ= 1.62ha	①共同育苗による均質な苗の確保 ②適正な栽培管理と適切な加工の実施による高品質生産 ③適正規模の確保による経営の安定
水稲+大豆+ 麦+たまねぎ	水稲= 1.56ha 大豆= 0.76ha 麦 = 1.32ha たまねぎ= 1.08ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+ たまねぎ	水稲= 1.17ha 大豆= 0.53ha たまねぎ= 1.3ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+ レタス	水稲= 1.37ha 大豆= 0.74ha レタス= 1.79ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④レタスの作型組合せによる労力分散と生産量確保
水稲+大豆+ 麦+たまねぎ +キャベツ	水稲= 1.56ha 大豆= 0.73ha 麦 = 0.72ha たまねぎ= 0.84a キャベツ= 0.84a	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤露地野菜の機械化による省力化と規模拡大 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散 ⑦契約栽培による経営の安定
水稲+大豆+ 麦+たまねぎ +れんこん	水稲= 1.17ha 大豆= 0.13ha 麦 = 0.54ha たまねぎ= 0.81ha れんこん= 0.45ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散

営農類型	経営規模	生産方式
水稲＋大豆＋ 麦＋ブロッコ リー	水稲= 3.67ha 大豆= 1.97ha 麦 = 5.08ha ブロッコリー= 0.56ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散
水稲＋大豆＋ 麦＋作業受託	水稲= 3.16ha 大豆= 1.7ha 麦 = 4.86ha 作業受託（収穫） = 4.8ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②農地の面的集約による生産の効率化 ③機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④品種の組合せによる作期幅拡大
和牛繁殖＋飼 料作	繁殖牛= 19頭 稲わら収集=1.86ha	①分娩間隔短縮による子牛生産率の向上 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減
肥育牛	肥育牛= 81頭 稲わら収集= 12ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③耕畜連携による稲わら等の確保
肉用牛一貫	肥育牛= 60頭 繁殖牛= 8頭 稲わら収集= 12ha 飼料作物= 1.8ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
酪農＋飼料作	経産牛= 34頭 稲わら収集= 3.6ha 飼料作物= 4.8ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③自給飼料の生産による省力化 ④牛群検定データによる牛群能力の把握 ⑤後継牛の確保
養豚一貫	母豚= 33頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②人工授精技術等を利用した子豚生産率の向上 ③防疫対策の徹底による疾病予防、事故率の低減 ④エコフィード利用による低コスト生産

※ 資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとす。

○ 経営管理の方法

- ・ 記帳による経営データの把握と財務管理
- ・ 青色申告の実施
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化

- ・ 経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・ 経営管理・栽培技術向上のための各種研修会等への参加
- ・ 経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集

○ 農業従事の態様等

- ・ 家族経営協定の締結
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、1～2人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式
土地利用型法人 水稻+大豆+ 麦	水稻=9.75ha 大豆=5.25ha 麦=15ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減

※ 資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとする。

○ 経営管理の方法

- ・ 複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・ 経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・ 経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集

○ 農業従事の態様等

- ・ 組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 多様な雇用労働力の導入
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2人と想定して農業経営指標を示している。

2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1の(2)で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な担い手を幅広く確保し育成していく必要がある。

(1) 担い手

本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や集落営農組織等の担い手について、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう支援するとともに、女性農業者の役割拡大と経営参画を推進する。

(2) 次世代の農業を担う新規就農者

新たに就農をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し、定着することが出来るよう、相談への対応、情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施など、地域ごとの受入から定着までのサポート等について、関係機関と連携して支援する。

(3) 多様な担い手等

中山間地域などを中心に中小・家族経営等の多様な担い手は、地域社会の維持・活性化において担い手と同様に重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援等を実施するとともに、農福連携や外国人材の活用推進など多様な農業労働力確保の仕組みづくりを行う。

さらに、企業・法人等の農業参入や規模拡大への機運醸成を図っていく。特に、将来的に担い手の確保が困難になる恐れのある地域に対して農地の集積・集約を働きかけ、その情報を企業・法人等へ発信することにより、新たな担い手として期待される農業参入等を推進する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、一般社団法人佐賀県農業会議（以下、「農業会議」という。）を、佐賀県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）として主体的に業務を行う拠点に位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導等を行う。

(1) 経営サポート活動

農業経営者からの経営相談への対応、経営資源・財務内容の分析、専門家派遣・巡回指導等による個別経営支援

(2) 就農サポート活動

ア 就農希望者及び就農希望者をもつ農業を営む農業者並びに雇用就農者からの就農に関する相談対応、就農に関する情報の提供、就農候補市町との調整等

イ 就農希望者を対象とした就農相談会の開催等

支援センターの相談窓口については、経営サポートに関しては農業会議、就農サポートに関しては、公益社団法人佐賀県農業公社（以下、「農業公社」という。）に設置することとし、両者及び関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを行うものとする。

支援センターの運営に当たっては、県が指導・監督を行うとともに、支援センターは、地域農業振興センター（以下、「振興センター」という。）、県担い手育成総合支援協議会の構成機関（県、農業会議、農業公社、県農業法人協会、県農業協同組合、県農業協同組合中央会、県信用農業協同組合連合会、県農業共済組合、日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）、県産業振興機構（産業イノベーションセンター）、専門家等と相互に連携して総合的なサポートを行うものとする。

3 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

(1) 担い手の育成

意欲ある経営体に対して、支援センターの専門家等と連携した伴走支援や経営発展研修を行うなど、高い経営力を持つ農業経営体等の育成を図るとともに、集落営農組織に対しては、集落での話し合い及びビジョンづくりを推進し、法人化に向けた支援はもとより、持続性のある発展的な経営体になるよう協業による効率的な営農体制への転換を推進する。

また、女性農業者の積極的な農業経営への参画を推進するため、女性農業者の各種研修会や交流会を開催し、スキルアップ及びネットワークづくりの推進を行うとともに、女性農業者グループの自主的なプロジェクト活動を支援する。

加えて、担い手の効率的な育成に資する普及指導員の経営指導力向上を図るため、資格の取得や研修への参加推進に努める。

(2) 次世代の農業を担う新規就農者の確保

幅広いルートから意欲ある人材の確保を行うため、メディアやSNS等を活用した農業の魅力発信や就農希望者及び農業に関心のある社会人等を対象とした就農体験・就農セミナーの開催、就農相談会及び各地域の就農相談窓口を通じた幅広い就農促進などを積極的に行うとともに、就農に関する相談があった場合には、市町、農業協同組合、振興センター、支援センター等と連携して就農希望者が必要とする情報を整理し、ワンストップで対応を行う。

あわせて、農業高校や農業大学校においては、学生等への就農啓発活動及び経営管理手法等を習得するための実践教育を実施し、県農業を牽引する農業者の育成を図る。

また、新規就農者の定着を図るために、トレーニングファームの運営支援や生産部会におけるトレーナー制の導入を推進するとともに、園芸団地の整備やハウスのリース方式の導入等就農希望者に対する支援を実施する。

(3) 多様な担い手の確保・育成と労力補完

企業や法人の農業参入やその規模拡大を推進するため、地域において新規参入の機運の醸成に努めつつ、市町、農業委員会、農地中間管理機構（農業公社）と連携した農地情報等の収集及び農業参入等にかかる農地の確保や集約を推進する。また、企業等に対する参入が可能な農地情報の発信やマッチング支援、地域や関係者に対するマッチングを行った事例等の発信を行う。

その他、移住部局と連携した移住希望者への支援や移住希望者を対象とした就農体験の実施により多様な人材の確保を図る。また、労力補完を進めるため、農福連携や外国人材を含めた労働力の確保と調整の仕組みづくりを推進する。

4 関係機関の連携・役割分担

(1) 担い手の育成

市町、農業協同組合、公庫は、農業者の情報を収集し、支援センターへ情報を提供する。支援センターは、県担い手育成総合支援協議会構成機関や県産業イノベーションセンター、振興センター、専門家（中小企業診断士等）、市町等と連携をとった支援体制を構築し、農業者からの経営相談や経営課題に応じた専門家派遣や個別経営指導等により総合的な伴走支援を実施する。また、支援センターは農業者からの多様な支援ニーズの把握を行うため、各支援機関からの協力を得ながら農業者情報の収集に努める。

県担い手育成総合支援協議会、地域担い手育成総合協議会、地域農業再生協議会は、集落営農組織の経営発展に対し、県内の協業化の発展事例の収集や、税理士の派遣等を通じた法人設立及び運営に対する支援等を行うとともに、県及び支援センターと連携しながら県内の重点支援モデル組織を設置・支援するなどし、協業化等への取組の波及に努める。加えて、集落ビジョンづくりやその実行をフォローアップするとともに集落営農組織・法人が持続的で安定的な経営体として機能を発揮できるよう、個人主体の営農体制から構成員での協業による営農体制への発展を図っていく。さらには、農業者からの経営相談にスピード感をもって対応するため、支援センターの伴走機関として、関係機関と連携した経営相談・診断や専門家派遣による経営支援等を行い、集落営農法人・組織の経営発展を推進していく。

また、女性農業者の育成を図るため、市町は、家族経営協定の締結・更新や認定農業者の共同申請の推進及び女性農業者支援に向けた周囲の意識醸成を行う。

(2) 次世代の農業を担う新規就農者の確保

市町、農業協同組合等は相談会やセミナー、就農体験等の就農希望者の募集活動を行う。市町は、就農希望者等の受入について、市町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。支援センターは、青年農業者等に対する就農相談活動等を積極的に展開する。農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、生産部会と連携して新規就農者の受入体制の整備及びトレーナーの設置等を行う。

また、認定新規就農者に対して、市町、農業委員会、振興センターは、青年等就農計画の達成に向けた経営指導等のフォローアップを行うとともに、認定農業者への計画的な誘導を図る。公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

(3) 多様な担い手の確保・育成と労力補完

農業会議、農地中間管理機構（農業公社）、農業委員会は、多様な担い手からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん

等を行う。農業協同組合は、農家等からの労働力確保の相談に対し、関係機関と連携しながら、求人・求職のマッチング支援を行う。

さらに、農福連携の取組に関して、農業協同組合や支援センターは、意見交換や課題検討等を行って得た情報を県へ共有し、県からの施策紹介や実施協力を得て成功事例をつくり横展開を進める。

また、企業・法人等の参入に関して、市町、農業委員会は、県や土地改良区等と協力して農地に関する情報を収集し、農地中間管理機構（農業公社）と連携して多様な担い手のニーズに対応できるような農地の集積・集約を行うことにより、新たな担い手としての企業・法人等の参入や規模拡大を支援する。

加えて、市町は、農作業受託事業体に対して提供サービス内容に関する情報の提供を働き掛けるとともに、農業委員会は、地域の農作業受託事業体に関する情報の収集及び農作業の受委託の効率化等に努める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- ・ 面積のシェア：80%程度

農用地の集積率は、令和6年度までに策定される地域計画をとおして、集落営農組織や認定農業者、新規就農者等への集積を推進し、現況の71%を80%へと向上させる。

なお、地域計画の実現に向けて、スマート農業や園芸団地の整備、企業・法人等参入用農地の確保を進めるため、農地中間管理事業を活用しながら、県、市町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、農用地の集約に努める。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、おおむね10年先とする。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、これら経営体が第4で示す農用地利用に占める面積シェアの目標の達成及び農用地の集積・集約化を図るためには、今後個別経営体や組織経営体の経営面積をさらに増加させるように農地を流動化させる必要があり、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、県は関係各課及び現地機関の指導体制を整備するとともに、農業会議、県農業協同組合中央会、県信用農業協同組合連合会、県農業協同組合、農業公社等の関係団体や県担い手育成総合支援協議会及び県農業再生協議会等とも連携しながら、地域計画の策定の支援や目標地図の実現に向けて農地中間管理事業及び特例事業を活用した利用権設定等の促進を行うなど、農業経営基盤強化の促進のための措置を講ずることとする。

また、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して農業経営改善計画認定制度の一層の普及を図る。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めることができるよう、支援センターその他専門的な知識を有する者の積極的な活用等を推進する。

さらに、第2の2で示すような営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成・経営発展を図るため、関係機関・団体が役割分担をしながら、必要な指導等を行うとともに、青年等就農計画制度の積極的な活用等を推進する。

1 地域計画推進事業の推進

地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用が図られるよう適切な運用を図ることとし、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積・集約化を推進する。

地域別には、集落営農組織や大規模な個別経営体を有するなど十分な担い手が確保できている地域においては、担い手を中心とする話し合いを設け、農地を集約して利用権を設定することを推進する。また、担い手不足の地域においては、幅広い関係者で丁寧な協議を進め、新規就農や外部地域からの担い手及び企業・法人の参入など積極的に検討し、農地が適切に活用されるよう農地の集積・集約化を推進する。

2 農用地利用改善事業の推進

地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積を図るため、地域担い手育成総合支援協議会や地域農業再生協議会等との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落にあって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落については、農用地利用改善団体等の設立を検討する。

さらに、担い手が不足している地域においては、農用地利用改善団体が、関係者の合意の下に地区内農用地の利用集積に向けた調整を行い、その集積先となる特定

農業法人及び特定農業団体の設立を推進する。

3 その他農業経営基盤の強化を促進するための事業の推進

農地中間管理事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえつつ、その地域に適した事業を重点的、効果的に実施する。

4 指導機能の強化

地域農業振興センター及び支援センター等の指導機関においては、市町、市町農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を図り、指導機能の強化に努める。

特に集落の農業の将来方向を踏まえて、担い手、次世代の農業を担う新規就農者、多様な担い手等及び土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いが図られるよう努める。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し、適切な指導を行うとともに、その達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修等を実施する。

さらに、関係機関・団体における経営指導の強化を図るとともに、農業法人の設立や円滑な運営に向けた指導体制を整備する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された農業公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、市町や市町農業委員会等との適切な連携・協力のもとに、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

- 1 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）
- 2 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- 3 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- 4 農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業